

津山圏域定住自立圏の形成に関する協定書

平成29年1月11日

津山市 鏡野町

津山圏域定住自立圏の形成に関する協定書

津山市（以下「甲」という。）と鏡野町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日総行応第39号総務事務次官通知）第4に規定するものをいう。以下同じ。）を行った甲と、甲が行った中心市宣言に賛同した乙との間において、相互の役割分担と連携のもと、自主性と自立性を尊重しながら、人口の定住に必要な都市機能及び生活機能を確保し、圏域全体の活性化に努め、住民が安心して豊かに暮らし続けることができる定住自立圏を形成することに関して必要な事項を定めることを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する政策分野において、相互に役割を分担し、連携して取り組むものとする。

（連携する取組及び役割分担等）

第3条 甲及び乙が連携して取り組む政策分野は次に掲げるものとし、当該政策分野の取組の内容並びに当該取組における甲及び乙の役割は、別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野（別表第1）
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野（別表第2）
- (3) 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野（別表第3）

（事務執行に当たっての連携、協力及び費用負担）

第4条 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、相互に役割を分担して連携し、又は協力して事務の執行に当たるものとする。

- 2 甲及び乙は、前条に規定する取組を推進するため、必要な費用が生じるときは、相互の受益の程度を勘案し、当該費用を負担するものとする。
- 3 第1項の規定により必要となる手続及び人員の確保にかかる負担並びに前項に規定する費用の負担については、その都度、甲乙協議して別に定めるものとする。

（協定の変更）

第5条 この協定を変更しようとする場合は、甲及び乙が協議の上これを定めるものとする。この場合において、軽微なものを除き、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経るものとする。

（協定の廃止等）

第6条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経なければならない。

2 この協定を廃止しようとする当事者は、他方に議会の議決書の写しを添えた書面により通告するものとする。この場合において、当該通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

3 前項の規定にかかわらず、この協定の効力を失う日を甲乙が同意して別に定めるときは、当該別に定められた日にその効力を失う。

（疑義の解決）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成29年1月11日

甲 津山市山北520番地

津山市

津山市長

宮地昭範



乙 苫田郡鏡野町竹田660番地

鏡野町

鏡野町長

山崎親男



別表第1（第3条関係）

生活機能の強化に係る政策分野

(1) 医療

健康増進事業の推進	取組内容	疾病の早期発見、早期治療と圏域住民の健康増進を図るため、健康増進事業に関する普及啓発やサービス提供に連携して取り組む。
	甲の役割	乙と連携し、健康増進事業に関する取組の企画立案及び連絡調整を行うとともに、各種事業の充実に取り組む。
	乙の役割	甲と連携し、健康増進事業に関する取組について、その実施に協力し、各種事業の充実に取り組む。

(2) 福祉

子育て支援の充実	取組内容	子育て家庭の孤立感、負担感等の軽減及び子育て支援環境の充実を図るため、津山市のまちなか子育て支援拠点、病児保育施設及びファミリーサポートセンターの圏域利用に取り組む。
	甲の役割	乙と連携し、津山市内の子育て支援拠点施設、病児保育施設及びファミリーサポートセンターの充実を図るとともに主体的な運営を行い、圏域での利用促進を図る。
	乙の役割	甲と連携し、津山市内の子育て支援拠点施設、病児保育施設及びファミリーサポートセンターの利用促進に協力する。
高齢者支援体制の推進	取組内容	高齢者の福祉向上を図るため、養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止、認知症高齢者の徘徊対応等、連携して高齢者支援に取り組む。
	甲の役割	乙と連携し、養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び認知症徘徊者の早期発見のため、主体的に協力体制を整備するとともに、高齢者福祉の充実に向け連携して研究及び検討を行う。
	乙の役割	甲と連携し、養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び認知症徘徊者の早期発見のため、協力体制を整備するとともに、高齢者福祉の充実に取り組む。

障害者（児）支援体制の推進	取組内容	障害者（児）が身近な地域において安心して暮らすことのできる社会づくりの推進を図るため、地域生活支援拠点等の整備を進めるとともに、支援体制の構築に連携して取り組む。
	甲の役割	乙と連携し、障害者（児）支援に関する地域生活支援拠点を整備し、支援体制の構築に連携して取り組む。
	乙の役割	甲と連携し、障害者（児）支援に関する支援体制の構築に連携して取り組む。

(3) 教育

特別支援教育の支援体制の充実	取組内容	特別支援教育の充実を図るため、津山市特別支援教育推進センターを圏域内の拠点施設と位置付け、特別な教育的ニーズに応じた通級指導などに取り組む。
	甲の役割	乙と連携し、津山市特別支援教育推進センターを圏域の拠点施設に位置付けるとともに、中心的な役割を担い、特別支援教育の充実に取り組む。
	乙の役割	甲と連携し、特別支援教育の充実に取り組む。
不登校児童生徒支援の推進	取組内容	不登校児童及び生徒の社会的自立を図るため、津山市教育相談センター鶴山塾の圏域利用に取り組む。
	甲の役割	乙と連携し、津山市教育相談センター鶴山塾の充実を図り、圏域での利用拡大を実施する。
	乙の役割	甲と連携し、津山市教育相談センター鶴山塾の圏域での利用拡大の実施に協力する。

(4) 産業振興・雇用

圏域内企業への連携支援	取組内容	産学官連携による圏域内企業の包括的な支援に取り組み、企業の活性化、イノベーションの創出を図る。
	甲の役割	乙及びつやま産業支援センターと連携し、産学官連携による圏域内企業の包括的な支援に取り組み、企業の活性化、イノベーション創出を図る。
	乙の役割	甲及びつやま産業支援センターと連携し、産学官連携による圏域内企業の包括的な支援に取り組み、企業の活性化、イノベーション創出を図る。

若者をはじめとした地域内就業の促進	取組内容	高校・高専・短大・大学等の新規学卒者の地域内就職者数を増やし、若者の定住促進を図るため、地域内就業の促進等に取り組む。
	甲の役割	乙及び津山広域事務組合と連携し、企業説明会やインターンシップ、圏域企業の魅力発信などの施策強化に向けて中心的な役割を担う。
	乙の役割	甲及び津山広域事務組合と連携し、企業説明会やインターンシップ、圏域企業の魅力発信などの施策強化に取り組む。
圏域観光の振興	取組内容	交流人口の増加及び観光誘客の推進を図るため、圏域の観光資源を掘り起し、既存の観光資源と結び付けながら、滞在型観光の構築に取り組む。
	甲の役割	乙と連携し、圏域での滞在型観光の構築を主体的に進めるとともに、関係団体との調整を行う。
	乙の役割	甲と連携し、圏域での滞在型観光の構築に取り組む。
有害鳥獣被害防止対策	取組内容	有害鳥獣による農作物への被害の軽減や未然防止を図るため、有害鳥獣被害対策に向けた各種事業に取り組む。
	甲の役割	乙と連携し、有害鳥獣の駆除対策や防護対策、処理体制についての研究に取り組む。
	乙の役割	甲と連携し、有害鳥獣の駆除対策や防護対策、処理体制についての研究に取り組む。

(5) 防災

圏域防災力の強化	取組内容	圏域における防災体制の強化と非常時備蓄物資確保並びに連携強化等による防災力の向上を図るため、住民等の防災意識の向上と大規模・広域災害発生時における相互応援・協力体制の整備に取り組む。
	甲の役割	乙と連携し、圏域内相互応援・協力体制の構築に主体的に取り組む。
	乙の役割	甲と連携し、圏域内相互応援・協力体制の構築に取り組む。

(6) 環境

環境保全活動の推進	取組内容	様々な環境問題について住民や事業者の理解と関心を深め、環境保全の推進を図るため、環境啓発活動等に連携して取り組む。
	甲の役割	乙と連携し、環境啓発活動等に取り組む。
	乙の役割	甲と連携し、環境啓発活動等に取り組む。

別表第2（第3条関係）

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

(1) 地域公共交通

圏域公共交通ネットワークの充実	取組内容	お互いの地域に移動しやすい交通網の確保と、公共交通の利用促進や利便性の向上を図るため、利用者の移動動態等の調査・検証や各種公共交通施策についての検討を行い、利用者ニーズに即した地域間のネットワーク強化に取り組む。
	甲の役割	乙と連携し、地域公共交通の課題について調査・検証し、効率的で利便性の高い公共交通システムの構築に向けて中心的な役割を担うとともに、地域公共交通の維持、確保、利用促進等に主体的に取り組む。
	乙の役割	甲と連携し、地域公共交通の課題について調査・検証し、効率的で利便性の高い公共交通システムの構築並びに、地域公共交通の維持・確保、利用促進対策に取り組む。

(2) 道路等の交通インフラ

圏域をつなぐ道路ネットワークの形成	取組内容	圏域住民の利便性向上や物流の機能性向上のため、地域高規格道路の要望活動並びに整備促進及び圏域をつなぐ道路ネットワークの充実に取り組む。
	甲の役割	乙と連携し、地域高規格道路の早期整備について主体的に提言・要望を行うとともに、整備促進に取り組む。あわせて、圏域をつなぐ道路ネットワークの充実に取り組む。
	乙の役割	甲と連携し、地域高規格道路の早期整備について提言・要望を行うとともに、整備促進に取り組む。

(3) 地域内外の住民との交流・移住促進

圏域内への移住定住の促進	取組内容	圏域への移住定住人口の増加を図るため、人口減少を可能な限り抑制するための施策に連携して取り組む。
	甲の役割	乙と連携し、相談会及びイベントの開催、魅力発信、I J Uターン者への支援等に中心的な役割を担う。
	乙の役割	甲と連携し、相談会及びイベントの開催、魅力発信、I J Uターン者への支援等に取り組む。

(4) その他

オープンデータ化の推進	取組内容	電子自治体の推進を図るため、圏域自治体が保有する様々な情報のオープンデータ化を推進するとともに、利活用の研究に取り組む。
	甲の役割	乙と連携し、オープンデータ化及び利活用の研究に主体的に取り組む。
	乙の役割	甲と連携し、オープンデータ化及び利活用の研究に取り組む。

別表第3 (第3条関係)

圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(1) 職員等の交流

市町職員研修の共同実施	取組内容	圏域内市町職員の資質向上及び職員間のネットワークの拡大を図るため、合同研修等を行う。
	甲の役割	乙と連携し、職員の資質向上及び職員間のネットワークの拡大を図るため、合同研修等を行う。
	乙の役割	甲と連携し、職員の資質向上及び職員間のネットワークの拡大を図るため、合同研修等を行う。